

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成19年12月3日

条例第32号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 後期高齢者医療給付（第2条）

第3章 保健事業（第3条）

第4章 保険料（第4条～第23条）

第5章 雑則（第24条）

第6章 罰則（第25条～第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

第3章 保健事業

（保健事業）

第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。

2 前項に定めるもののほか、保健事業に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 保険料

（保険料の賦課額）

第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イ

に規定する基礎賦課額及び同号ロに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第5条 前条第2項の基礎賦課額の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第7条及び第8条において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第10条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規

定する特定期間をいう。以下同じ。)における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第6条 第4条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の基礎賦課額の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された基礎賦課額の被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第8条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の10.15とする。

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、59,590円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第9条の2 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」とい

う。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文及び次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第10条の2に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定）

第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、
100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,350円とする。

(基礎賦課額の賦課限度額)

第10条 第4条第1項の基礎賦課額は、850,000円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第10条の2 第4条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、
21,000円を超えることができない。

(賦課期日)

第11条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(基礎賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条第2項、第5条から第9条まで及び第10条の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「基礎賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する

事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入の額（法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率であること。

(3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第12条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険

料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条第3項、第9条の2から第9条の6まで及び第10条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額であること。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同条第2項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

- (2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額であること。

（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合）

第13条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項の規定により保険料の月割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の

各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
- (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員で

ある被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に310,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に570,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

- 2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。
- 3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第15条 被扶養者であった被保険者（前条第1項第1号、第2号及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に

限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第16条 保険料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。

(徴収猶予)

第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事

項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

- 3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。
(保険料の減免)

第18条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったとき。
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条の規定により被爆者健康手帳が交付されているとき。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、別に定める期間までに広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。
(保険料に関する申告)

第19条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなけれ

ばならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（普通徴収の際の保険料賦課の特例）

第20条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する関係市町村（京都市府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年規約第1号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が定める納期において当該関係市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

（保険料の納付）

第21条 保険料は、第4条から前条までの規定に基づき当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（関係市町村が徴収すべき保険料の額）

第22条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、

その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

(延滞金の納付)

第23条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第5章 雑則

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

第6章 罰則

第25条 被保険者が、法第54条第1項の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

第26条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

第27条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第28条 前3条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 広域連合は、この条例の施行の日前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 3 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第14条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額）及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額）」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」とする。

- 4 削除

- 5 削除

(東日本大震災による被害を受けた被保険者に係る保険料の減免の特例)

- 6 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災による被害を受けた被保険者について、第18条第1項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要があると認めるときは、保険料を減免する。

(1) 被保険者が、東日本大震災による被害を受けたことにより、重篤な傷病を負い、若しくは行方不明となり、又は避難のための立退き若しくは屋内への退避（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害からの避難のための立退き又は屋内への退避（避難のための計画的な立退き又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備に係る原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に規定する指示の対象となっている場合を含む。）をいう。）を行っているとき。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が、東日本大震災による被害を受けたことにより、死亡し、重篤な傷病を負い、又は行方不明となっているとき。

7 前項の規定は、法第109条に規定する納期（法第107条に規定する特別徴収の方法による場合は、法第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする日）が、平成23年3月11日から令和9年3月31日までに到来する保険料について適用する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

8 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。附則第11項及び附則第12項において同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

9 前項の傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、

5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。) の 3 分の 2 に相当する金額 (その金額に 50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。) とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 10 附則第 8 項の傷病手当金の支給期間は、当該傷病手当金の支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定めるものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 11 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第 9 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 12 前項に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 13 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (平成 20 年 3 月 3 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、広域連合規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(委任)

- 3 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則（平成20年8月4日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則（平成21年2月16日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則（平成21年6月18日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則（平成22年3月23日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条、第9条及び附則第7項並びに附則別表の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年8月19日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年2月10日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条まで、附則第7項及び附則別表の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年8月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年8月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月14日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条及び第14条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月22日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月16日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第14条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月15日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条及び第14条の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年8月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月13日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年8月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月13日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月12日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月24日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8項から第13項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する被保険者に適用する。

附 則（令和2年12月17日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月12日条例第3号）

（施行期日）

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月10日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日条例第4号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和５年２月１３日条例第５号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月３１日条例第６号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年２月８日条例第１号）

（施行期日）

- 第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 第２条 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 第３条 令和６年度において、京都府後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第１０条中「８００，０００円」とあるのは、「７３０，０００円」とする。

- (1) 昭和２４年３月３１日以前に生まれた者
- (2) 令和７年３月３１日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５０条第２号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和２４年４月１日から昭和２５年３月３１日までに生まれた者で７５歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

- 第４条 令和５年の基礎控除後の総所得金額等が５８０，０００円を超えない者に対して課する令和６年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は670,000円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、100分の10.11とする。

附 則（令和6年3月29日条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月17日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月14日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日条例第6号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 2 0 日条例第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和 8 年度及び令和 9 年度における保険料の減額の特例）

第 3 条 令和 8 年度及び令和 9 年度における改正後の条例第 1 4 条第 1 項第 1 号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（改正後の条例第 4 条第 2 項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下同じ。）については、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額を減ずる。

附 則（令和 8 年 3 月 3 1 日条例第 3 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。